

授業料等減免制度（多子世帯支援および理工農系支援を含む）申請方法

『進学届』（インターネット入力）にて

奨学金申込情報

【給付奨学金と貸与奨学金両方の採用候補者の場合】
【給付奨学金のみ採用候補者の場合】

1. あなたは **給付奨学金** の採用候補者です。
(1) 給付奨学金を希望しますか。 はい いいえ

進学届での給付奨学金の辞退はできないため、「いいえ」は選択できません。給付奨学金を辞退したい場合は、学校へご相談ください。

給付奨学金(原則返還不要)の支給月額はいずれかの支援区分の支給月額が自動表示となります。また、給付奨学金の支給開始は**2025年4月**です。

支給月額は、あなたの世帯の所得状況に基づき、第Ⅰ区分から第Ⅳ区分のいずれかに区分され、在籍報告等に基づき、マイナンバーにより所得状況を確認したうえで、毎年10月に支援区分の見直しを行います。在籍報告等の提出がない場合、支給が止まることがありますので、必ず必要な届出を行うようにしてください。

※給付奨学金第Ⅳ区分(理工農)の対象学部への進学が確認できない場合は、不採用となります。

給付第Ⅳ区分(理工農)の採用候補者のみに表示されます。

この表示があり『進学届』等の手続きを完了した学生は授業料等減免制度を申請したものとみなされます。

ただし、採用の支援区分より給付奨学金と授業料等減免のそれぞれの支援額が異なります。

減免額の詳細は以下の表でご確認ください。

[減免額]

区分	授業料等減免（年額）	入学金減免（年額）
第Ⅰ区分	700,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の 2/3	第Ⅰ区分の 2/3
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の 1/3	第Ⅰ区分の 1/3
第Ⅳ区分(理工農系)	233,400 円	66,700 円
多子世帯	700,000 円	200,000 円

- ・理工農系は人間情報学部・創造表現学部・建築学部が対象になります。
- ・入学金は春に申請した新生のみ対象です。
- ・授業料等減免の支援のみ受けている場合も、在籍報告、適格認定(家計)、適格認定(学業)の対象となります。